

小川町第4次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(素案)意見概要と回答

No.	ご意見	回答
1	素案5ページ「5計画の対象者」のところ 高次脳機能障害も精神障害に含まれる障害として計画の対象であることを記してください。	5ページの定義は法の引用のため、変更をしません。 11ページの(3)精神障害者(発達障害・高次脳機能障害を含む。)に変え明記します。
2	素案42ページ「(1)理解促進・啓発活動の推進」のところ 高次脳機能障害も含めて、「理解促進・啓発活動の推進」を実施していくことを記してください。	高次脳機能障害の方も含めたものとなっております。
3	素案51ページ「68発達障害や高次脳機能障害等に対する相談体制の充実」のところ 介護保険担当課とも連携した相談体制を構築していくことも記してください。	国・県の専門機関や医療機関、関係各課と連携するとともに修正します。
4	素案53ページ「(2)障害の原因となる疾病の予防と早期発見・早期対応」のところ 高次脳機能障害への早期発見・早期対応について計画に記してください。	高次脳機能障害の方も含めたものとなっております。
5	素案58ページ「(2)精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」のところ 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」と記されている部分を「精神障害者(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)にも対応した地域包括ケアシステム」にするなどして、この事業の対象に高次脳機能障害が含まれることを明示してください。	ご指摘のとおり修正します。
6	素案59ページ「(3)地域生活支援拠点等の整備」のところ 高次脳機能障害の方への支援も、地域生活支援拠点等の整備の一環で考えていくことを計画に記してください。	高次脳機能障害の方も含めたものとなっております。

7	素案62ページ「自立訓練(機能訓練)」のところ 素案63ページ「自立訓練(生活訓練)」のところ 障害による対象者要件が撤廃される可能性が高いので、対象障害を限定しない形に字句を変更してください。	現時点での対象者の要件を記載しています。
8	素案75ページ「(6)意思疎通支援事業」のところ対象に高次脳機能障害も含まれる意思疎通支援事業で、入院中も意思疎通支援事業が利用できることを記してください。	個々の具体的な利用条件になるため、計画には盛り込みません。
9	素案77ページ「(11)その他の事業」のところ 高次脳機能障害の方が徘徊してしまった際、ご本人、ご家族の方などが利用できる施策を記してください。	行方不明な方の対応につきましては、障害者に限ったものではないため、個々のケースとして状況を確認し、対応します。
10	素案37ページ「(1)障害児支援の推進」のところ 素案59ページ「(5)障害児支援の提供体制の整備等」のところ 素案69ページ「⑤障害児支援(障害児福祉サービス)」のところ 小児の高次脳機能障害への具体的な支援策を記してください。	障害児の支援は障害の多様化、生活環境の違いなどにより、個々のケースごとに支援方法を検討して対応します。
11	障害児は将来的な自立に向けて早期の療育が望ましいが、そのような機関が行政内に無いのが現状。機関がないことで、児の支援だけでなく保護者の精神的サポートの場も失われている。児の成長を支えるためにはまずは保護者が安心できる場があることが不可欠であるので、療育機関の早期設立を望みます。	埼玉県内には9箇所地域療育センターが設置されています。また、町でもこども発達相談・親子教室等を実施し、発育・発達に心配のあるお子さんと保護者への支援を行っています。制度の周知に努め、身近な地域で適切な支援・サービスを受けられるようにしていきたいと思えます。
12	障害者は環境の変化に対応することが苦手な人が多い。各世代によって関係機関を分散させるので無く、幼少期から成人まで一貫した場所ですごせるよう児童発達支援事業所、放課後デイサービス、就労支援事業所等を同敷地内に設立し、社会との共存、自立や生活の向上や安心など期待します。	町民の理解を深め、地域全体で障害のある方を支えていくまちづくりを進めています。個々の障害特性に応じ、一貫した支援を提供できるよう関係機関との連携を強化していきたいと思えます。